

# 令和4年度事業計画

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団



# 目 次

まえがき	1 頁
I 中小企業の勤労環境の充実のために	2 頁
1. 災害防止事業	2 頁
(1) 安全衛生啓発活動	2 頁
(2) 安全で快適な職場づくりのための助成	3 頁
(3) 社会保険労務士会との共催による安全管理研修の実施	4 頁
(4) 災害防止団体の活動に対する支援	4 頁
2. 福利厚生事業	4 頁
(1) 健康支援	4 頁
(2) 能力開発と相互交流の支援	5 頁
(3) 余暇の有効活用の支援等	5 頁
3. 災害補償事業	6 頁
(1) 補償の実施	6 頁
(2) 補償の内容	6 頁
(3) 補償費の適正・迅速な支払いおよび人材育成の実施	6 頁
4. 社会貢献活動	7 頁
5. 新型コロナウイルス感染症への対応	7 頁
II 会員等とのコミュニケーションの充実のために	7 頁
1. 広報誌「まいんど」の発行	7 頁
2. 情報の提供	7 頁
(1) 各種情報の提供	7 頁
(2) ホームページ	8 頁
(3) 加入状況等の確認	8 頁
3. 各種問い合わせ等への対応	8 頁
4. 会員へのサービスの充実	8 頁

Ⅲ	事業の新たな展開のために	8 頁
1.	モニター制度	8 頁
2.	業務のシステム化	8 頁
3.	D X の推進	9 頁
Ⅳ	事業の更なる普及のために	9 頁
1.	マスメディア等による広報	9 頁
2.	中小企業に対する広報活動	9 頁
3.	多様な方法による事業の普及	9 頁
4.	計数目標	9 頁
V	財団の適正な運営の確保について	10 頁
1.	評議員会	10 頁
2.	理事会	10 頁
3.	監事による監査	10 頁
4.	会計監査人による監査	10 頁
5.	内部監査	10 頁
6.	代理店への監査	10 頁
7.	コンプライアンス委員会の開催	10 頁
8.	業務執行体制の整備等	10 頁
	(1)業務執行体制	10 頁
	(2)能力開発等	11 頁
	(3)募集人研修	11 頁
	(4)業務のデジタル化	11 頁
9.	個人情報保護への対応	11 頁
10.	反社会的勢力の排除	11 頁

## ま え が き

一昨年より続くコロナ禍は、収束に向けての取組みが続けられ、政府においても、感染拡大防止と安全・安心を確保した社会経済活動の両立に向けて様々な施策が講じられている。こうした状況のもと、とりわけ中小企業においては、事業運営等への影響が今後も続くものと推察される。

このような中、当財団は、公益財団法人および認可特定保険業者として求められる法令の遵守、ガバナンスの強化を図り、日本経済の重要な担い手である中小企業に向けて、災害防止・福利厚生・災害補償からなる公益事業を広く普及させるとともに、中小企業のニーズに積極的に応えるべく、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等により業務の効率化を加速させ、迅速で適正かつ効果的な事業運営を行うことで、中小企業の健全な発展とそこで働く勤労者の福祉の増進等に寄与することに努める。

また、社会への責任を果たすべくSDGs（持続可能な開発目標）についても、事業活動を通して積極的に取り組む。

なお、中小企業の安全・健康の確保及び、福利厚生等の充実を図るとともに、当財団の恒久的発展のため、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」の公布に係る「共済団体」への認可・移行に向けた検討準備を進める。

## I 中小企業の勤労環境の充実のために

災害防止事業をはじめ、福利厚生事業、災害補償事業などを適切に実施するとともに、中小企業のニーズに応えるべく、事業内容について常に検証を行い、さらなる内容の充実に努める。

### 1. 災害防止事業 ～安全で快適な職場づくりを支援～

中小企業において、事業主をはじめ従業員がケガに遭うことは、被災者本人の苦痛はもとより、事業の運営にも多大な影響を及ぼす。特に中小企業では、高齢化が一層進展していることから、ケガを未然に防止することを目的として、安全衛生や交通事故防止に対する関心を高め、職場や日常生活の安全を確保するための啓発活動を実施するとともに、会員の安全衛生設備、職場環境改善機器等の購入・設置に対する助成や、交通事故防止のための助成を行うことにより、安全で快適な職場づくりを支援する。

#### (1) 安全衛生啓発活動

##### ① 安全に健康で働くための啓発活動の実施

###### ア 安全衛生壁新聞の配布・掲示

ケガの防止や健康保持のための情報を提供する壁新聞を作成し会員へ配布する。

###### イ 広報誌による安全衛生情報の提供

職場における安全衛生等の対策について専門家が紹介するコーナーを広報誌に設け、会員に最新の情報を提供する。また、補償事例と災害防止事例を紹介し、ケガの防止と安全衛生の啓発に努める。

##### ② 交通事故防止を目的とした啓発活動の実施

###### ア 交通事故防止対策ポスターの作成・配布

加入者の受傷原因で常に上位を占める交通事故について、啓発用ポスターを作成し、会員や行政機関、関係団体等に配布する。

###### イ 「安全運転コンクール」の実施

会員を中心とした3名1組による無事故無違反を目指すコンクールを半年間継続して実施する。

###### ウ 大阪府交通安全協会との連携

一般財団法人大阪府交通安全協会が実施する「大阪府無事故・

無違反チャレンジコンテスト」「交通安全教育指導員派遣事業」  
（高齢者・小学生対象）等に協賛し、参加賞を提供するなど交通  
事故防止活動を支援する。

(2) 安全で快適な職場づくりのための助成

① 職場の安全を確保するための助成

職場におけるケガを防ぎ、安全に作業ができるようにするため、  
保護帽、墜落制止用器具等を購入した場合や、転倒防止のための床  
の改修を行った場合に助成する。また、新たにチェーンソー等の作  
業時に着用する下肢の切創防止用保護衣（防護ズボン・チャップス）  
を購入した場合に助成する。

② 快適な職場づくりのための助成

より働きやすい職場環境をつくるため、エアコン、空気清浄機、  
熱中症防止に有効なファン付き作業服、扇風機、ミスト発生装置や  
電熱ウェア、暖房用ストーブ等を購入した場合に助成する。

③ 職場の安全衛生管理推進のための助成

職場における安全衛生の向上を図るため、有害物質を取り扱う事  
業所での作業環境測定および特殊健康診断の実施や集じん機等の  
設置、ガス検知器等を購入した場合に助成する。また、安全衛生推  
進者養成講習、衛生推進者養成講習や安全運転管理者等法定講習を  
修了した場合に助成する。

④ アスベスト（石綿）を除去した場合の助成

アスベストによる健康被害を防ぐため、事業所内の建築物のアス  
ベストを除去、封じ込め等の措置を講じた場合に助成する。

⑤ プレス機械特定自主検査を受けた場合の助成

プレス機械による事故を防ぐため、労働安全衛生法に基づくプレ  
ス機械特定自主検査を実施した場合に助成する。

⑥ 交通事故を防止するための助成

交通事故の防止に資するため、ドライブレコーダー、スタッドレ  
スタイヤ、タイヤチェーン、アルコール検知器等を購入した場合に  
助成する。

(3) 社会保険労務士会との共催による安全管理研修の実施

社会保険労務士による中小企業の安全で快適な職場づくりのアドバイスが適切に行われるよう、各府県の社会保険労務士会と共催で安全管理研修を実施する。

(4) 災害防止団体の活動に対する支援

日本フルハップレス検査業者災害防止協議会が実施する、プレス事業者等を対象とした災害防止に関する研修等の活動を支援する。

2. 福利厚生事業 ～健康で心豊かな活力ある生活の支援～

会員および加入者に対し、健康の保持増進、能力開発、教養・文化、レクリエーション活動等広範囲にわたるサービスを提供することにより、中小企業の福利厚生活動を支援する。

(1) 健康支援

① 人間ドック受診助成

会員および加入者の健康管理の向上を図るため、人間ドックおよび生活習慣病予防健診、PET検査（全身）、脳ドックを受診した場合に助成する。

② 総合健康懇談（相談）会

医療の第一線を永年経験した著名な医師が、健康に関する悩み等について、懇談に応じる総合健康懇談（相談）会を行う。

③ 介護にあたる者の疲労回復に対する助成

要介護高齢者を介護する者が、疲労回復のために柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術を利用した場合に助成する。

④ 心とからだの健康づくりセミナーの実施

体力チェック・ウォーキング等、健康づくりを体験実習する「心とからだの健康づくりセミナー」を実施する。

⑤ 調査研究助成の実施

医師等が行う中小企業における健康管理や災害防止のための調査研究を公募し助成するとともに、その研究成果をホームページで公開するなど効果的に活用する。

(2) 能力開発と相互交流の支援

① 研修助成

中小企業大学校が実施する研修を受講し、修了した場合に助成する。

② 通信教育助成

職業訓練法人日本技能教育開発センターが実施する通信教育講座を受講し、修了した場合に助成する。

③ 相談業務

中小企業が抱える様々な問題について、法律・税務・労務の専門家による相談業務を行う。

④ 各種セミナーの開催

IT化や事業承継等、中小企業が直面する課題を専門家のアドバイスを受けて解決する課題解決型セミナーを開催する。

(3) 余暇の有効活用の支援等

① 催物等への招待

コンサート、観劇、寄席、スポーツ観戦、レジャー施設、ゴルフ大会等への招待を行う。

② ご当地グルメ商品の提供

当財団が運営するWEBサイト「ふるさとはっぴー市場」掲載店の商品から厳選し、ご当地の名産品を提供する。

③ 契約保養施設宿泊の助成

当財団が契約する保養施設に宿泊した場合に助成する。

④ 福利厚生サービスの提供

当財団が契約したホテル、旅行会社、百貨店およびレンタカーの利用に際し、割引サービスを行う。

また、福利厚生サービス企業との契約（日本フルハップクラブオフ）により、宿泊施設、健康スポーツ施設、レジャー施設、カルチャー教室等、多種多様なメニューの割引サービスを提供するとともに、積極的に利用促進を図る。

⑤ 信用金庫が行う福利厚生事業への協賛

地域において中小企業の健全な発展をサポートしている信用金庫が、中小企業経営者等に対して行う文化活動、スポーツ行事や講

演会等の福利厚生活動について協賛する。

また、中小企業のメンタルヘルス、事業承継、雇用関係助成金、人材雇用・育成に関するセミナー等を実施し、中小企業の支援に努めるとともに、介護状態にならないための、介護予防、生活習慣病予防等の健康管理に関するセミナーを実施する。

#### ⑥ 労働保険事務組合連合会等への助成

中小企業の労働保険事務を代行している労働保険事務組合が、中小企業のために活発な活動が行えるよう、府県労働保険事務組合連合会等に助成する。

### 3. 災害補償事業 ～ケガの補償～

会員である中小企業の事業主、事業所の役員や家族従業者等の加入者を対象として相互扶助の精神のもとにケガの補償を実施することにより、勤労者福祉の面でのセーフティーネットの役割を果たす。

また、認可特定保険業者として保険業法に定められた内容に基づき、健全かつ適切な運営を行う。

#### (1) 補償の実施

仕事中のケガのみでなく仕事以外のケガについても補償対象とする。

#### (2) 補償の内容

ケガをした日から起算して	180日まで	181日以降1年以内
① 通院したとき	1日 2,500円	1日 2,000円
② 入院したとき	1日 5,000円	1日 4,000円
③ 医師の往診を受けたとき	1回 5,000円	1回 4,000円
④ 障害が残ったとき	1,000万円（1級）～15万円（14級）	
⑤ 死亡したとき	1,000万円	

#### (3) 補償費の適正・迅速な支払いおよび人材育成の実施

補償は、その適正な支払いのため医師等の学識経験者により構成される補償委員会で審査決定するとともに、業務体制を整備することにより迅速な支払いに努める。

補償部には保険関係業務の経験者を中心に配置するとともに、年間研修計画策定のうえ、補償業務に必要な知識等の付与に積極的に取り組み、人材育成を図る。

#### 4. 社会貢献活動

国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）に、財団の事業を通して積極的に取組むとともに、持続可能な経済社会をつくるためカーボンニュートラルの達成の実現に向けて、中小企業が取り組むべき施策について調査・研究し、効果的な支援を検討する。

また、信用金庫が行うビジネスマッチングや青少年育成のためのスポーツ行事等の地域貢献活動やSDGsへの取組みに協賛するほか、地域の食文化をWEBサイト「ふるさとほっぴー市場」において広く発信することで、地域活性化に貢献する。

#### 5. 新型コロナウイルス感染症への対応

会員が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会費の払い込みができない場合に、引き続き猶予期間を設ける。

なお、令和2年より実施してきた新型コロナウイルス感染症罹患の会員への見舞金および弔慰金の給付については、ワクチン接種の進展による重症化率の低下および治療薬の実用化等もあり、令和4年3月をもって終了する。

## II 会員等とのコミュニケーションの充実のために

広報誌「まいんど」の発行およびホームページ等で事業内容の周知や様々な情報の提供を行うとともに、電話や事業所訪問等を通じて事業内容の説明やニーズ等の把握を行うなど、会員をはじめとする中小企業とのコミュニケーションの充実を図る。

#### 1. 広報誌「まいんど」の発行

中小企業の経営や日常生活に役立つ広報誌「まいんど」を毎月発行し、中小企業にとってニーズが高いと思われる情報提供や、当財団の事業紹介を行うとともに、紙面上に会員との交流の場を設ける。

#### 2. 情報の提供

##### (1) 各種情報の提供

当財団の事業内容等を記載した「日本フルハップ財団案内」のほか、「会員ハンドブック」等を作成し、会員および関係者に配布する。

また、インターネットを活用した契約内容の確認・変更、補償請求受付、各種助成申請や催物応募等を行う会員向けサービス「会員Myページ」の利用促進を図ることで、会員の利便性の向上に努める。

## (2) ホームページ

当財団の事業内容、財務状況、ビジネス交流会へのブース出展等の情報をタイムリーに公開する。

また、会員等からの問い合わせに24時間対応するチャットボットを導入することで、顧客満足度の向上や閲覧者の増加に努めるとともに、コンテンツの充実を図ることによりホームページをより魅力的な内容とし、加入手続きの普及促進を図る。

## (3) 加入状況等の確認

契約状況を記した葉書を会員へ送付し、加入者状況等の確認を促すことにより、契約の適正化に努める。

## 3. 各種問い合わせ等への対応

会員等からの加入、脱退等に関する問い合わせに適切に対応するとともに、当財団への意見、要望等を取りまとめ、事業の充実、改善に反映するよう当財団内における情報の共有化に努める。

また、加入申込書送付後、未加入となっている事業所等への電話による事業内容の説明や、会費納入期日遅延会員への電話連絡を行うなど、会員等とのコミュニケーションの充実を図る。

## 4. 会員へのサービスの充実

役職員およびエリアマネージャーが会員を訪問することにより、当財団の事業内容等の周知を行う。

## Ⅲ 事業の新たな展開のために

会員から将来の当財団の事業運営に資するための意見を伺う機会を設けるとともに、会員へ迅速で適切なサービスを提供するために、業務システムの拡充および、DXの推進に努める。

### 1. モニター制度

会員の中から選ばれたモニターに対してアンケート等を実施することにより、会員の意向の把握に努めるとともに、事業運営に反映させる。

### 2. 業務のシステム化

会員への迅速で適切なサービスを提供するとともに、業務の効率化を図るため、既存の業務システムに加えインターネットを活用したシステム「会員Myページ」において災害防止助成金、人間ドック助成金等の電子申請機能の拡充に努める。

また、基幹業務サーバを更新し、決裁事務等の電子化を進める。

### 3. DXの推進

会員のニーズや外部環境の変化等に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、財団の将来を見据えたDXの推進を図る。

## IV 事業のさらなる普及のために

当財団が実施している公益目的事業が、より多くの中小企業に理解され利用されることにより、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与できるよう、マスメディア等の活用による事業の周知・普及に努める。

### 1. マスメディア等による広報

当財団を多くの中小企業に認識してもらい、事業内容の理解を深めるため、テレビ、新聞やインターネット等を活用した効果的な広報を実施するとともに、SNS等のソーシャルメディアも活用し、さらなる事業の普及に努める。

### 2. 中小企業に対する広報活動

経営者向けのセミナーやビジネスマッチングフェアなど中小企業者の集まるイベントにおいて、事業内容の説明および資料を配布するなどの広報活動を行う。

### 3. 多様な方法による事業の普及

役職員およびエリアマネージャーが中小企業を直接訪問し、事業の普及を促進するほか、社会保険労務士、税理士等代理店による普及を図る。

### 4. 計数目標

現行制度のもと、次の計数を令和5年3月末の目標とし鋭意達成に努める。

（	会員数	：	20万4千事業所	）
	加入者数	：	43万4千名	
	会費収入	：	77億円	

## V 財団の適正な運営の確保について

財団を適正に運営するため評議員会、理事会等を開催するとともに、監査体制の充実を図ることによりガバナンスの強化に努める。

また、業務の効率化と業務体制の整備を図るとともに、一層の会員サービス向上を目指し、役職員の研修・啓発はもとより、個人情報保護、反社会的勢力排除等法令の遵守に努める。

### 1. 評議員会

定時評議員会のほか、臨時評議員会を随時開催する。

### 2. 理事会

理事会は、原則として評議員会の前後に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

### 3. 監事による監査

業務執行状況や会計処理について、定例的に年2回、監事による監査を実施する。

### 4. 会計監査人による監査

健全な事業活動の継続と適正な会計処理のため、会計監査人による監査を受ける。

### 5. 内部監査

適正な業務運営のため、会計、業務および個人情報保護について、内部監査を実施する。

### 6. 代理店への監査

代理店が適正な保険募集活動等を行うため、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」に基づく代理店監査を実施する。

### 7. コンプライアンス委員会の開催

公益法人として社会的責任を果たすため、コンプライアンス委員会を開催し、財団の事業活動におけるコンプライアンス施策の立案、実施について検討を行う。

### 8. 業務執行体制の整備等

#### (1) 業務執行体制

会員サービスの向上を図るため、業務体制を見直すとともに、人員の適正配置を行い6部2室3支局1事務所、役職員114名の体制

で業務執行に努める。

また、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」の公布に係る「共済団体」への認可・移行に向けた検討準備を進めるための体制を整備する。

新型コロナウイルス感染防止対策については、事務所内の三密回避やテレワークの実施等、引き続き必要な感染防止対策を講じる。

## (2) 能力開発等

業務量に応じた適正な人員の配置を行い、人事評価制度および階層別・職務別研修のほか、外部機関による研修の実施により職員の能力・資質の向上に努める。

また、就業機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備など、多様な働き方を選択できる職場環境の実現に努める。

## (3) 募集人研修

役職員およびエリアマネージャー、代理店を対象に「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」に基づく会員募集に係る募集人研修を実施する。

## (4) 業務のデジタル化

会員サービスと生産性の向上を目途に、より効率的な業務体制を整備するため、デジタル・情報通信技術等の活用により、業務の見直しを図る。

## 9. 個人情報保護への対応

令和4年度、8回目のプライバシーマークの認定更新を予定しており、より高いレベルの個人情報保護マネジメントシステムの確立を目指すべく、全役職員に対して個人情報保護への日常的な取組みを促す教育を実施する。

また、個人情報保護監査においては、各部署の業務特性に内在するリスク対策の実施状況を中心に監査を行い、個人情報の一層の保護に努める。

## 10. 反社会的勢力の排除

公益法人としての社会的責務から「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に努める。